

東海市告示第53号

令和6年度東海市子育て応援ギフトの支給に関する要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市子育て応援ギフトの支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東海市伴走型相談支援及び出産・子育て応援ギフト支給の一体的実施事業実施要綱（令和5年東海市告示第49号。以下「実施要綱」という。）に基づき、児童を養育する者に対し、子育て応援ギフト（以下「ギフト」という。）を支給することにより、当該者を経済的に支援し、もって当該者が安心して子育てができる環境の整備に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 ギフトの支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次条で定める対象児童を養育する者（養育していた者を含む。）であって、次の各号（第5条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）前に死亡した当該対象児童を養育していた者にあつては、第1号）に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請日（申請日前に死亡した当該対象児童を養育していた者にあつては、当該対象児童の死亡した日）において市の住民基本台帳に記録されていること。

(2) 実施要綱に基づく出生後の面談を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支給対象者としなない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

(対象児童)

第3条 ギフトの額の算定の基礎となる児童（以下「対象児童」という。）は、国内に住所を有する児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童は、対象児童としない。

- (1) 他の市町村によるギフトの支給に相当する給付に係る対象となる児童
- (2) この要綱及びこの要綱に相当する要綱の規定により既に支給され、又は支給されようとするギフトの額の算定の基礎となった児童

(ギフトの内容)

第4条 ギフトの内容は、対象児童1人につき5万円相当額のギフトカードとする。

ただし、やむを得ない特別の事情があると市長が認める場合におけるギフトの内容は、5万円の給付金（以下「給付金」という。）とする。

(ギフトの支給申請)

第5条 ギフトの支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、対象児童の出生後4月を経過しない日又は令和7年3月31日のいずれか早い日まで、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 申請書に市長が必要と認める書類を添えて提出する方法
- (2) 市長が指定する申請フォームに、次に掲げる情報を入力し、又は登録して送信する方法

ア 申請者の氏名、生年月日及び現住所

イ 当該申請に係る妊娠について第3条第2項第1号に掲げる妊娠に該当しない旨

ウ その他市長が必要と認める情報

(ギフトの支給決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、ギフトの支給を決定する。この場合において、給付金に係るギフトの支給決定にあつては、その旨を申請者に通知するものとする。

(ギフトの支給等)

第7条 市長は、前条の規定によりギフトの支給を決定したときは、速やかにギフト

を支給し、又は支払うものとする。

(本人確認)

第8条 市長は、前3条に定める手続に当たり必要があると認めるときは、申請者から公的身分証明書又はその写しの提示又は提出を受けること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

(支給決定の取消し及びギフトの返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ギフトの支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給したギフトの全部若しくは一部を返還させることがある。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 当該ギフトに係る児童が対象児童でないことが判明したとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段によりギフトの支給を受け、又は受けようとしたとき。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。